



和光市政を耕す

市政に新たな種をまき、
芽を育てよりよい街にしよう!

VOL. 53



たけちゃん通信

和光市議会
総務環境常任委員会委員長 吉田たけし

令和5年和光市議会9月定例会

令和5年和光市議会9月定例会(議会)が、8月31日(木)より会期28日間の日程で開会し9月27日(水)に閉会致しました。

朝霞和光資源循環組合について

朝霞和光資源循環組合は、朝霞・和光両市の将来にわたる安定的かつ効率的なごみ広域処理体制の構築を推進していくために、令和2年5月に朝霞市和光市ごみ処理広域化協議会が策定した「ごみ処理広域化基本構想」に基づき、ごみ広域処理施設を整備するために進められています。の前提条件や基本方針などを取りまとめた計画です。

令和5年4月7日に公告した朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る総合評価一般競争入札(朝霞和光資源循環組合告示第4号)については、入札参加者から入札辞退届の提出があったことから、入札が中止されました。入札辞退の理由は、昨今の建設業の需要状況により、土木建設工事の単価が上昇していることや、電気設備等の下請け企業を確保することが困難であることから、入札額が予定価格を大幅に超過したからとのことです。令和10年度から稼働を予定していましたが、計画が遅れることとなると考えられます。

市内循環バス運行見直しの日程変更について

市内循環バスの運行見直しについて、広報わこう6月号で運行見直しの記事を掲載した後に、市民から運行見直し案について、多くのご意見をいただき、各ルート間の乗り継ぎを含む全体的なダイヤ調整が必要となり、予定していた令和5年10月1日からの運行見直しが延期となりました。新たな運行見直しは、令和6年1月から2月初旬を目指して進められています。

和光市の市債(借入金)について

一般会計で令和4年度末の現在高が154億円ほどあり、今後も増えていく可能性はあると見込んでいるとのことです。財政健全化条例は投資ということで増えています。

ふるさと納税について

令和4年度和光市からのふるさと納税額は、3億7,976万3,547円が他市へ流出している状態です。

吉田たけしの一般質問抜粋

●元職員の不祥事の対応

(1) 地域密着型サービス拠点整備補助金について

質問

この補助金は、交付要綱を制定していなかったこと、交付申請書が提出されていないのに交付決定をしたこと、既に完成した事業に交付したことなど、行政手続きがまったく杜撰でありました。

その後、後から、交付要綱を制定したり、事業者に交付申請書を提出させたりしたようで、行政手続きの有効性にはどうであったのか、補助金交付手続きはどうであったのか、未だに納得いくものではありません。また、前回の答弁で既に完成している施設には、本来は補助対象とならない完成済みの施設に補助金を交付したものであり、通常の事務執行においては補助金を交付できないものと認識しております。とありました。この補助金は誤りではなかったのか改めて伺います。

答弁

当該案件は、元職員の虚偽の説明・指導によって、本来は補助対象とならない完成済みの施設に補助金を交付したものであり、通常の事務執行においては、補助金を交付できないものと認識しております。

また、交付要綱不在による交付手続きについては、当時、当該案件に係る交付手続きは国の要綱の準用や「和光市補助金等の交付に関する規則」により交付手続きを行ったものと認識しております。

なお、交付申請書の提出については、「和光市補助金等の交付に関する規則」第3条(補助金等の交付の申請)の規定に基づくものと認識しており、交付決定後に事業者から提出されておりますので、交付申請書の提出がなく交付手続きを行ったことにつきましては、改善すべき事務処理であったと考えますが、後日提出された交付申請書により、法的な有効性に影響はないものと認識しております。

事業者へ返還を求めることにつきましては、裁判の結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

再問

この補助金交付決定には、松本前市長が決裁しています。交付決定の決裁は重大であり、前市長の責任は、いかなる理由があるにせよ、決して免れることはできないと考えています。

市長は、6月定例会での答弁では、「裁判が終わり、市の過失が認定された場合には、真摯に受け止め、きちんと対応する」また、「執行権者である前市長の責任はあるものと考えております」との答弁を頂きました。

前市長の決裁責任について、きちんと検討することを強く求めますが、現在の裁判の進捗状況と市の対応についてのお考えを改めて伺います。

答弁

当該裁判の進捗状況としましては、これまで相手方との書面のやり取りによる主張を繰り返したのち、9月初めに証人尋問を行いました。

今後、被告への尋問、口頭弁論を以って審理終了の宣言の後に、判決が示されるものと認識しております。市としましては、判決内容に基づき適切に対応してまいります。

コメント

この補助金について、市は、国に交付金の返還をするにあたり、補助事業者に返還を未だに求めず、市の一般財源、すなわち市民負担により返還しました。これは、誰もがおかしいと思っていることです。百条委員会の最終報告書にも指摘されています。このことについて、6月定例会で保健福祉部長は、「市が独自に調査をした場合、裁判に影響を与える可能性があるため判決後に検討する」との答弁がありました。市も調査し、返還を検討する必要性を認めていると理解を致しました。『リーシェガーデン和光』の建設費に不適切な補助金が交付され、理由もなく、そのまま市民負担になっていることは、『正しい市政』の見地から、決して許されるものではないと考えます。市は、責任をもって補助事業者に対して必要な調査を行い、補助金の返還請求を検討していただきますようお願いいたします。今回の質問で事業者に対して厳しい処分等を求めているわけはありません。今回の補助金が杜撰な申請手続で行われているので、この不適切な事例がそのままと、それが当たり前になることを危惧していますので、適切な対応をお願いいたします。

(3) 元職員の業務上横領について

質問

和光市が認知症の高齢者夫婦から預かっていた現金やキャッシュカードが元職員により横領された事件で、市は、国家賠償法による損害賠償請求の訴えを提起されています。『市が預かったものは、市の責任で持ち主に返すのが当然であります』誰もが思うことであり、これが、健全な常識であります。市は、その常識に反して、返還を拒否し、その結果、国家賠償法に基づく裁判に至っています。市の判断は、正しくないと思いますが、すでに裁判になっていますので、その推移を見守るしかありませんが、裁判の進捗状況を伺います。

答弁

当該事案については、係争中であり、先日、裁判所から原告被告双方に和解案が示されたことは議長報告でお伝えしているところですが、現在、対応については検討を行っております。検討結果を踏まえ、適切な対応を図ってまいります。

コメント

この事件は、実行者が部長職であることが重要であると考えます。前市長は、部長の任命権者として監督責任を果たしていなかったと考えます。前市長以外は元部長の不正行為を押しとどめることは実際には、できなかったと思います。この事件は、金額が極めて多額であり、市として預かったのも、特別な注意を払って、管理する必要があったと思います。キャッシュカードでの引き出しは3年にわたり継続して行われました。この不正行為に、前市長は全く気付かなかったのでしょうか。もし気づいていなかったとしたら、そのことが監督責任を果たしていなかったことになると思います。不正行為の実行者は元部長で、その責任を免れることはもちろんできませんが、当時の監督責任者である元市長の責任も、重大であると考えます。この事件を和解により解決することを望んでいますが、その場合、国家賠償法に基づき、元部長と元市長に連帯して賠償するよう、求償権の行使をすることも検討していただきたいと思えます。

この他、中学校建設について、和光市駅北口土地区画整理事業・白子三丁目中央土地区画整理事業について、(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業計画について、国道254号和光富士見バイパス延伸計画について、自治会加入率について、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたしました。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでもご遠慮なくご相談ください。
皆さんと一緒に考えて行きます。

吉田たけし後援会

会長 柳下 正一

この会は、吉田たけしさんを中心に明るく楽しく、元気なまちづくりを目的に、会員相互の研修と親睦を行っています。入会無料です。入会頂ける方は下記にご記入の上、この面をFAXしていただくか、吉田たけしオフィシャルサイトより必要事項を記入の上、送信してください。

FAXの方はこちら ご記入上そのままFAXしてください。

インターネットの方はこちら

お名前
ご住所
ご連絡先電話番号
携帯
メールアドレス

PC、スマートフォンからも可能です。



<http://takechan-yoshida.jp/new/kouenkai.html>

吉田たけしの今を伝える。

日々の活動をSNSを使って配信しております。

ホームページ



FaceBook



ブログ



X

